

○該当する場合は各窓口で確認してください。

○手続きの内容によっては、印鑑および添付書類・マイナンバーの記載が必要な場合がありますので、各窓口へお問い合わせください。

住所
戸籍

保険

介護




障害


子ども

その他

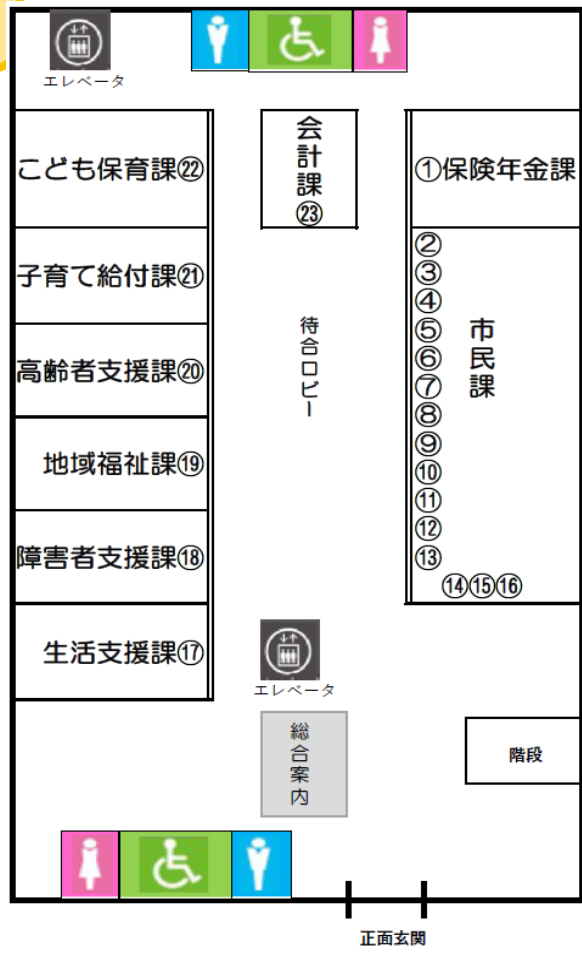
	手続きの内容	必要なもの	担当課(本庁舎)	手続日
住所 戸籍	印鑑登録を希望される方	印鑑登録 (代理手続き…即日の登録不可)	・登録する印鑑 ・本人確認書類(顔写真付)	市民課 1階⑩ 0834(22)8293
	印鑑登録をされている方	手続き不要		
	マイナンバーカードをお持ちの方	カードの住所変更	・マイナンバーカード	
保険	・在留カード ・特別永住者証明書 をお持ちの方(外国人)	カードの住所変更	・在留カードまたは特別永住者証明書	市民課 1階②～④ 0834(22)8292
	国民健康保険資格確認書 (資格情報のお知らせ) をお持ちの方(74歳以下)	国民健康保険資格確認書 (資格情報のお知らせ)の差替え	・本人確認書類 ・国民健康保険資格確認書 (資格情報のお知らせ)	
	後期高齢者医療資格確認書 (資格情報のお知らせ) をお持ちの方(75歳以上)	新住所に資格確認書 (資格情報のお知らせ)を郵送 手続き不要		
介護	介護保険証 をお持ちの方(65歳以上)	保険証の住所変更	・介護保険証	高齢者支援課 1階⑳ 0834(22)8467
	障害者手帳をお持ちの方	障害者手帳の住所変更	・障害者手帳	
子ども	福祉医療を受給されている方	福祉医療費受給者証の住所変更	・福祉医療費受給者証	障害者支援課 1階⑱ 0834(22)8387
	高校生年代までのお子様 がいる方(医療費助成) ※18歳到達後の年度末まで	お子様の医療費助成の住所変更	・お子様の保険資格が確認できるもの (資格確認書・マイナ保険証等) ・お子様の福祉医療費受給者証 ・申請者の本人確認書類	
	児童手当を受給されている方 ※世帯状況に変更がない場合は不要	児童手当の住所変更	・申請者の本人確認書類	
その他	ひとり親家庭で18歳までの お子様がいる方	・児童扶養手当の住所変更 ・ひとり親家庭医療費助成の住所変更	・申請者とお子様の保険資格が確認できるもの (資格確認書・マイナ保険証等) ・申請者とお子様の福祉医療費受給者証 ・申請者の本人確認書類 ・児童扶養手当受給者証 ・新しい住居の契約書 等	子育て給付課 1階㉑ 0834(22)8460
	保育所・幼稚園・認定子ども園 に通園・申込みされている方	変更届の提出等の手続き	・保護者の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)	
	小・中学生のお子様がいる方	転居により学校が変わる場合は、新しい 学校に、転入学通知書をお持ちのう え、手続きをしてください。 【就学援助費】については手続き不要		
その他	市営住宅	市営住宅入居または退去に関する 届の提出が必要	※詳細は右記までお問い合わせください。	住宅課 2階⑥⑦ 0834(22)8282 【周南市公営住宅管理協会】 0834(21)0700
	犬を飼っている方	飼い主の変更、犬の所在地の変更の 場合、犬の登録事項変更届の提出	電子申請は こちらから→ 	
		※令和8年4月から、マイクロチップ装着犬は、環境省(指定登録機関)への登録変更 により、市窓口での手続きは不要です。		
市営墓地を使用されている方 市営墓地の使用代理人の方	墓地使用者・代理人住所等変更届の 提出(墓地使用者が届出)	・墓地使用者の新住所の世帯全員の住民票 (本籍・続柄入)の写し ・代理人の新住所地の住民票の写し	環境政策課 2階⑤ 0834(22)8322	

その他

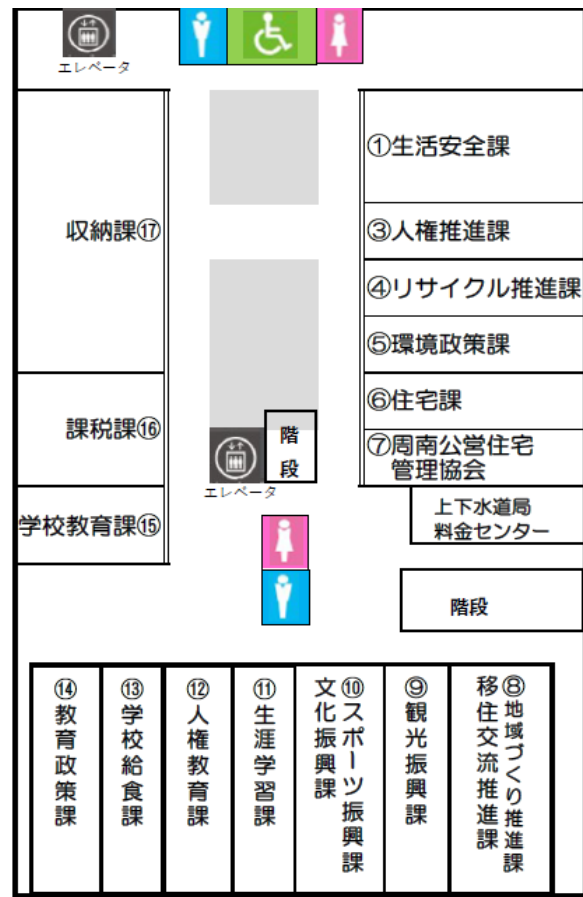
	手続きの内容	必要なもの	担当課(本庁舎)	手続日
し尿くみ取り	「開始」「解約」「変更」の手続き ↑「開始」は窓口にお越しください。 「解約」「変更」は電話連絡可。		リサイクル推進課 2階④ 0834(22)8303	
水道・下水道	・使用開始、中止または名義変更 ↑電話のみで手続き可。 ・井戸水で下水道を使用する際の 世帯員の増減届出 ↑詳細はお問い合わせください。	水道の開栓は こちらから→  水道の開栓は こちらから→ 	周南市上下水道局 料金センター 2階⑦横 0834(22)8617	
浄化槽	・転居により浄化槽を使い始める場合 ①浄化槽管理者変更の届出 ②浄化槽の再開における届出 ・転居により浄化槽を使わなくなる場合 ③浄化槽の休止届 ④浄化槽の廃止届	①②保守点検業務委託契約書の写し ③休止にあたって実施した清掃の記録の写し ④付近の見取図、廃止にあたって実施した清掃 及び消毒の記録の写し、浄化槽を適正に処分 した記録の写し	環境政策課 2階⑤ 0834(22)8324	
自治会	・自治会加入等に関するお問い合わせは 窓口までお越しください。 ・自治会長名簿の閲覧を希望の方は、 申請の手続きが必要です。	・申請者の本人確認書類 自治会の加入に ついては こちらから→ 	地域づくり推進課 2階⑧ 0834(22)8412	
市広報	市広報は自治会を通じてお届けしま す。	電子版広報などの閲覧は こちらから→ 	広報広聴課 4階⑩ 0834(22)8232	
周南市ハザードマップ	市内の危険箇所についてハザード マップで確認できます。	各種ハザードマップは市のホームページから閲覧、ダウン ロードできます 	防災危機管理課 4階⑭ 0834(22)8208	

対象となるもの	手続きの内容	お問い合わせ先
年金受給者	住所変更届が必要な方は手続きをしてください。	徳山年金事務所 0834(31)2152
年金生活者支援給付金	給付金に該当する方は手続きをしてください。	
原爆被爆者手帳	手帳の住所変更届（認印をご持参ください）。	山口県周南健康福祉センター (地域保健班) 0834(33)6425
犬と猫の マイクロチップ情報登録	飼い主の住所及び犬・猫の所在地変更について、下記 URLから手続きしてください。氏名変更の場合や、犬や猫が亡くなったときも届出が 必要です。 ※登録証明書を準備ください。 https://reg.mc.env.go.jp 	環境大臣指定登録機関(公社) 日本獣医師会 03(6384)5320 E-mail: info@mc.env.go.jp

1F

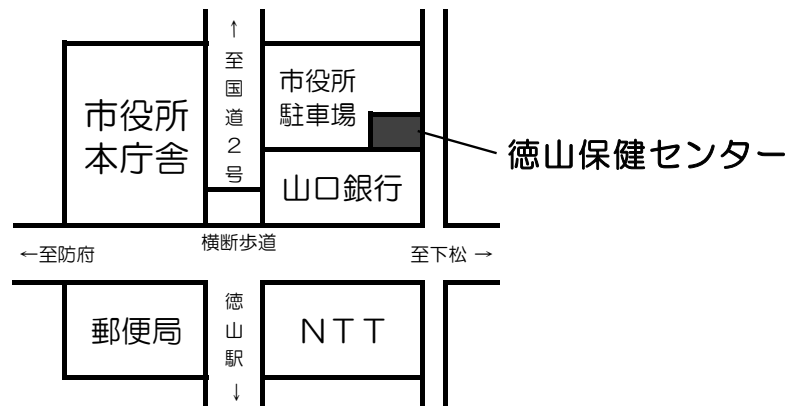


2F



※あんしん子育て推進課、健康づくり推進課は徳山保健センター内にあります。

【電話】(0834)22-8550
 【場所】周南市児玉町1丁目1番地
 山口銀行徳山支店 北側
 徳山保健センター 2階



市役所本庁・各総合支所・各支所の連絡先

周南市役所本庁【代表】 0834(22)8211	新南陽総合支所【代表】 0834(63)0001	熊毛総合支所【代表】 0833(92)0001	鹿野総合支所【代表】 0834(68)2331
櫛浜支所 0834(25)0525	久米支所 0834(29)0451	須々万支所 0834(88)0001	戸田支所 0834(83)2001
夜市支所 0834(62)2707	菊川支所 0834(62)2801	中須支所 0834(89)0301	長穂支所 0834(88)0401
須金支所 0834(86)2201	鼓南支所 0834(84)0310	湯野支所 0834(83)2002	向道支所 0834(88)1800

周南市内で

転居された方へ

チェックシート(ご案内)

開庁時間

周南市役所本庁・各総合支所・各支所 【月曜日～金曜日 8:30～17:15】

※周南市役所本庁は火曜日と木曜日に市民課のみ19:00まで開庁しております。



駐車場料金について

平日8時から18時までの入場は

最大で2時間無料です。

平日16時以降の入場は18時まで無料

上記を超える時間は、1時間100円

※市役所に用事での駐車は、職員が確認し、**無料化の手続き**を行います。

最後に手続した窓口で **お申し付けください。**

